

令和6年度工事施工業者講習会

令和6年5月16日（木）

午前の部 10時00分～

午後の部 13時30分～

ライフポートとよはし 中ホール

次 第

開会の挨拶

講習

1. 令和5年度工事成績評価について
2. 工事検査のポイントについて
3. スライド条項について
4. 令和6年度入札制度の改定、新規制度について
5. 公契約条例について
6. その他
(・余裕期間制度、工事情報共有システム、入札監視委員会等について)

※ご案内のとおり質疑時間を設けません。講習後ご案内時に送付いたしました質問用紙にて申込先（下記メールアドレス）までメールにて5月31日までに送付願います。

申込先メールアドレス：keiyakukensa@city.toyohashi.lg.jp

豊橋市財務部契約検査課

令和 5 年度工事検査結果

1 検査の種類

- ・ しゅん工検査 1 件 1 3 0 万円を超える工事がしゅん工したとき。
- ・ 部分払出来形検査 契約者より部分払いの請求があったとき。
- ・ 中間検査 しゅん工後、検査し難い部分の工事及び 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事。
- ・ 随時検査 工事の途中において随時必要と認めたととき。
- ・ 部分使用検査 工事目的物の引渡し前に出来形部分の全部又は一部を使用しようとするとき。
- ・ 事前検査 設計金額 4, 0 0 0 万円を超えるもの及び 4, 0 0 0 万円以下で契約検査課長が指定する工事の設計書の審査。
- ・ 指定部分しゅん工検査 工事の検査に先立って、工事目的物の一部を指定してその引渡しを受けるとき。

2 内 容

(1) 工事検査件数

(件)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
しゅん工検査	443	409	345	408	406
部分払出来形検査	13	10	15	10	9
中間検査	15	14	20	21	14
随時検査	133	120	106	142	105
部分使用検査	27	35	36	29	15
事前検査	100	107	118	92	80
指定部分しゅん工検査	0	0	1	1	7
計	731	695	641	703	636

(2) しゅん工検査の評定結果

(件)

区 分	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
85点以上	7	5	5	11	14
比率	1.6%	1.2%	1.4%	2.7%	3.4%
80点以上85点未満	167	184	191	209	216
比率	37.7%	45.0%	55.4%	51.4%	53.3%
75点以上80点未満	203	171	115	125	132
比率	45.8%	41.8%	33.3%	30.7%	32.5%
70点以上75点未満	54	40	33	58	30
比率	12.2%	9.8%	9.6%	14.3%	7.4%
65点以上70点未満	8	8	1	5	11
比率	1.8%	2.0%	0.3%	1.2%	2.7%
65点未満	4	1	0	0	3
比率	0.9%	0.2%	0%	0%	0.7%

(3) 請負金額別しゅん工検査の状況

(件)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
1,000万円以下	132	113	85	93	93
1,000万円超2,000万円以下	103	82	84	86	79
2,000万円超3,000万円以下	90	71	61	71	60
3,000万円超4,000万円以下	35	45	31	44	45
4,000万円超5,000万円以下	18	31	18	24	27
5,000万円超6,000万円以下	12	16	18	15	22
6,000万円超	53	51	48	75	80
計 (件)	443	409	345	408	406
(百万円)	21,834	15,711	16,469	21,358	21,575

(4) 検査の措置

- ・ 修補補正指示工事 : 修補の内容が重要で相当規模になるもの、または修補に要する期間が相当長く見込まれるもの。
- ・ 注意指導工事 : 機能的に支障なく比較的簡易で短期間のうちに修補できると判断されるもの。

(件)

区 分	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
修補補正指示工事	0	0	0	1	0
注意指導工事	9	1	4	2	3

(5) 工種別しゅん工検査件数と注意指導工事(口頭指示)の状況

区分	検査件数	注意指導工事	比率
土木一式工事	144	0	0%
とび・土工・コンクリート工事	18	0	0%
舗装工事	33	0	0%
塗装工事	9	0	0%
防水工事	7	0	0%
造園工事	10	0	0%
建築一式工事	31	3	9.7%
電気工事	33	0	0%
管工事(水道施設含む)	66	0	0%
その他(上記以外)	55	0	0%
計	406	3	0.7%

※P3以降当該年度にしゅん工した工事について報告する。

3 業種別の工事件数

(単位：件)

工事業種	ランク	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		土木一式工事	A	64	135	64	121	62	110	73	117
	B	40	38	22		22		33			
	C	25	16	21		20		20			
	他	6	3	5		2		10			
建築一式工事	A	19	29	19	26	14	21	17	28	16	31
	B	9		7		6		8		10	
	C										
	D										
	他	1		0		1		3		5	
とび・土工 コンクリート工事	市内	30	36	19	24	19	19	24	24	16	18
	他	6		5		0		0		2	
電気工事	A	32	47	28	38	23	29	13	43	25	33
	他	15		10		6		30		8	
管工事	A	17	27	17	23	13	17	11	22	11	14
	B	7		5		4		7		3	
	他	3		1		0		4		0	
タイル・れんが・ブロック 工事			0		0		0		0		0
鋼構造物工事	市内	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	他	0		0		0		0		0	
舗装工事	A	26	34	28	39	26	35	32	43	29	33
	B	8		11		9		11		4	
	他	0		0		0		0		0	
しゅんせつ工事			0		0		0		0		0
ガラス工事			0		0		0		0		0
塗装工事			18		15		9		10		9
防水工事			11		9		12		11		7
内装仕上工事			0		0		0		0		0
機械器具設置 工事	市内	11	25	19	23	16	18	15	21	35	40
	他	14		4		2		6		5	
電気通信工事			0		8		0		0		0
造園工事			10		9		11		9		10
さく井工事			0		1		1		2		1
建具工事			1		1		0		0		0
水道施設工事	1級	40	55	43	60	54	56	56	65	40	52
	2級	14		12		1		9		9	
	3級	1		4		0		0		1	
	他	0		1		1		0		2	
消防施設工事			0		0		0		0		0
清掃施設工事			5		5		6		8		8
解体工事			10		7		1		4		6
計 (件)			443		409		345		408		406
総請負額 (百万円)			21,834		15,711		16,496		21,358		21,575

4 部局別の工事件数

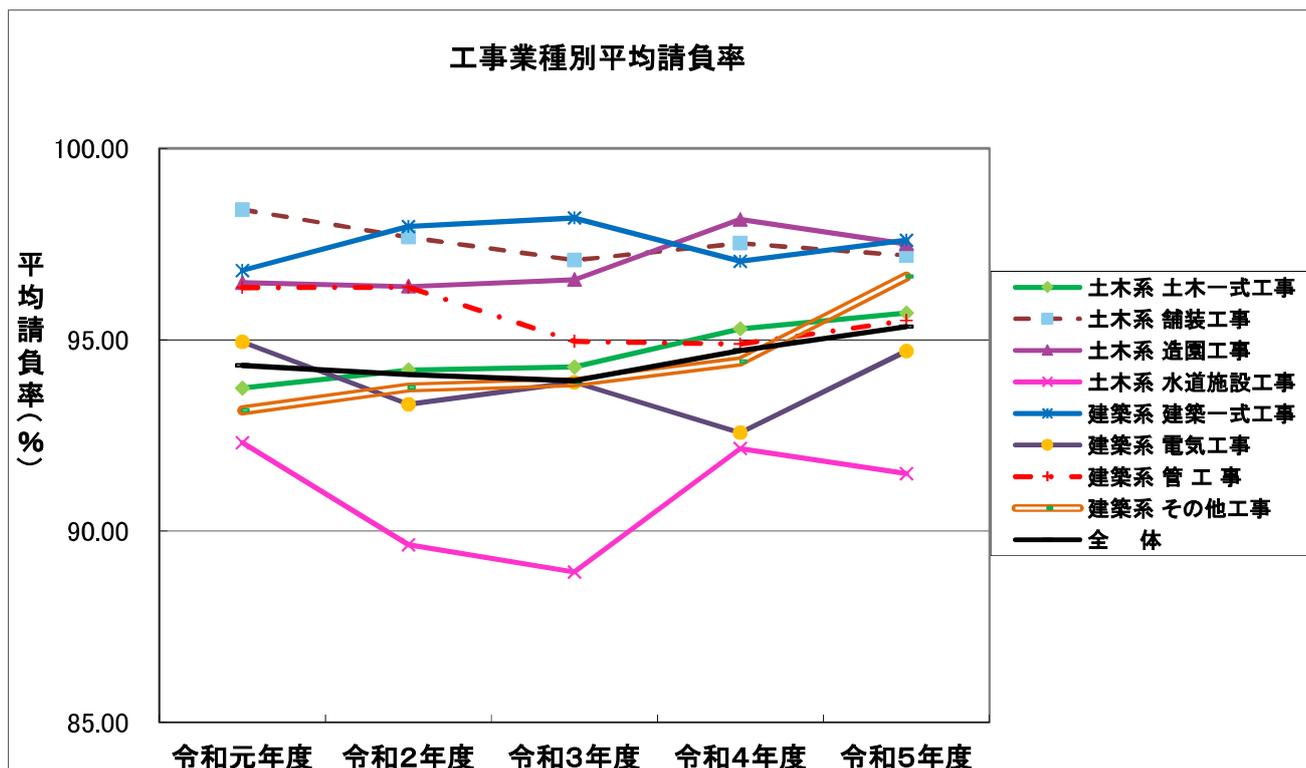
(単位：件)

部局別	課名	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
環境部	資源化センター (H29まで施設課)	5	5	7	8	11
	施設建設室	0	0	0	2	4
	埋立処理課	0	0	0	0	1
産業部	農地整備課 (~R5)	12	9	8	8	15
建設部	道路維持課	74	77	73	75	68
	道路建設課	18	21	12	19	17
	河川課	38	29	28	31	37
	建築課	101	80	56	71	57
	住宅課	7	3	3	3	2
都市計画部	公園緑地課	24	25	26	25	23
	区画整理課	5	6	6	4	5
	まちなか活性課 (H26まで産業部)	0	0	0	0	0
総合動植物園	動植物園	10	10	1	2	3
上下水道局	浄水課	21	21	17	24	16
	水道管路課 (H27まで管路保全課)	55	63	57	64	56
	下水道施設課	24	25	16	29	33
	下水道整備課	39	28	31	37	47
市民病院	管理課	9	7	4	6	11
教育部	教育政策課	1	0	0	0	0
全体合計		443	409	345	408	406

5 請負率と成績評定点（業種別）

工 事 業 種	工 事 件 数	施 工 業 者	請 負 率		成 績 評 定 点	
			平均	最高 最低	平均	最高 最低
土木一式工事	144	51	95.7	100 88.5	79.74	90 62
建築一式工事	31	22	97.6	100 91.8	78.77	85 64
とび・土工・コンクリート工事	18	10	90.7	100 88.5	78.89	84 72
電気工事	33	16	94.7	99.8 89.4	79.82	88 71
管工事	14	10	95.5	99.2 84.6	79.64	85 71
タイル・れんが・ブロック工事	0	-	-	- -	-	- -
鋼構造物工事	0	-	-	- -	-	- -
舗装工事	33	19	97.2	99.9 88.8	79.55	85 67
ガラス工事	0	-	-	- -	-	- -
塗装工事	9	7	92.5	94.2 91.0	80.78	84 76
防水工事	7	6	94.1	96.6 91.6	77.57	82 69
機械器具設置工事	40	13	98.0	100 91.5	77.78	87 66
電気通信工事	0	-	-	- -	-	- -
造園工事	10	9	97.5	99.1 92.5	80.10	83 78
さく井工事	1	1	90.0	90.0 90.0	81.00	81 81
建具工事	0	-	-	- -	-	- -
水道施設工事	52	21	91.5	100 89.4	79.17	85 65
消防施設工事	0	-	-	- -	-	- -
清掃施設工事	8	2	97.8	99.9 92.6	78.25	82 75
解体工事	6	4	96.5	100 93.7	76.83	80 75
全体合計	406	154	95.3	100	79.14	90
				84.6		62
	件	社	%	%	点	点

6 工事業種別の平均請負率（令和元年度～令和5年度）



単位: %

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土木系	土木一式工事	93.74	94.21	94.29	95.28	95.70
	舗装工事	98.40	97.68	97.08	97.52	97.20
	造園工事	96.49	96.39	96.57	98.14	97.50
	水道施設工事	92.31	89.64	88.93	92.16	91.50
建築系	建築一式工事	96.81	97.96	98.18	97.05	97.60
	電気工事	94.94	93.31	93.89	92.57	94.70
	管工事	96.36	96.37	94.96	94.89	95.50
	その他工事	93.15	93.75	93.89	94.43	96.65
全体		94.33	94.09	93.93	94.72	95.34

■土木系

土木一式工事：令和元年度以降94%前後で推移し、令和4年度からは95%台となっている。

舗装工事：令和元年度以降97%を超える値で推移している。

造園工事：令和元年度以降は97%前後で推移している。

水道施設工事：令和2年度から連続して90%を下回ったが、令和4年度からは91%以上に回復した。

■建築系

建築一式工事：令和元年度以降96%超で推移している。

電気工事：令和元年度から93%前後で推移していて、令和5年度は2.2%上昇して94%台となっている。

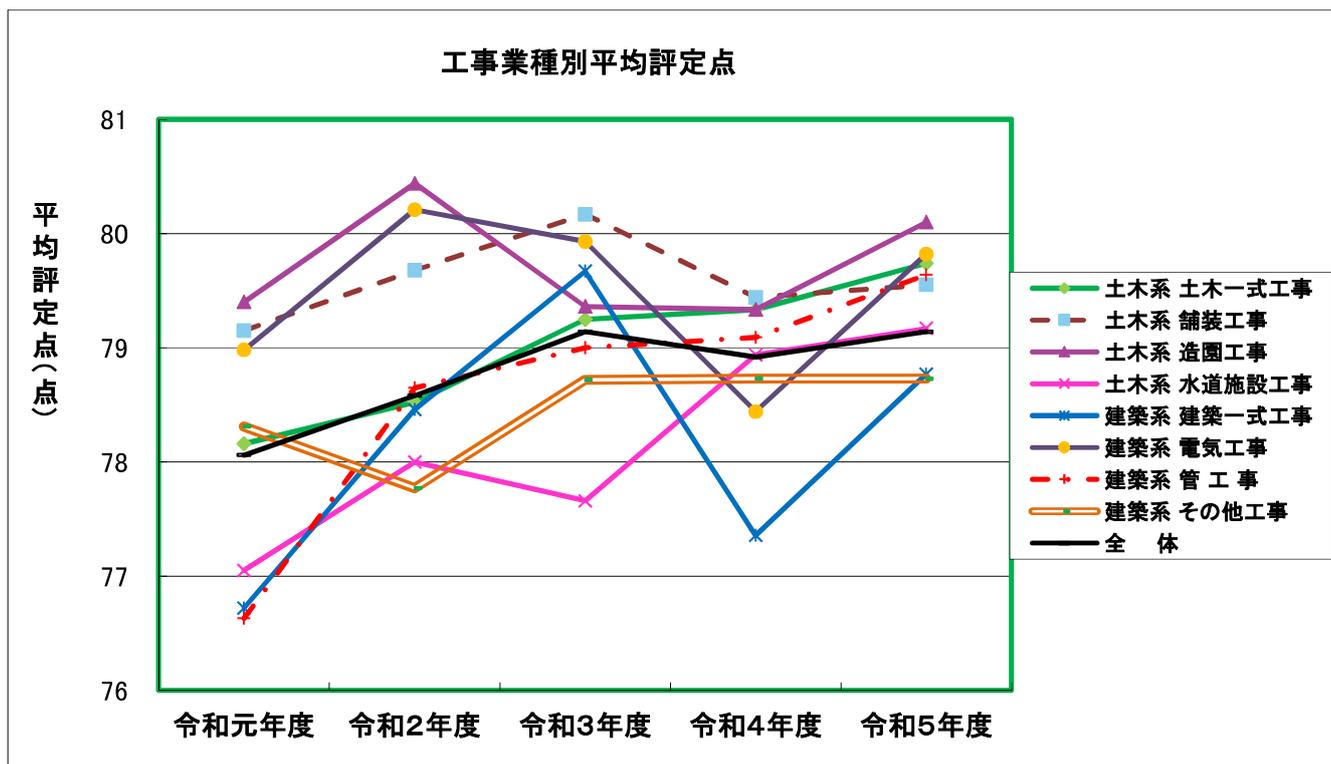
管工事：管工事：令和元年度以降95%前後で推移している。

その他工事：その他工事：令和元年度以降上昇傾向であり、令和5年度は96%台となっている。

■全体

令和元年度以降94%前後で推移し、令和5年度は95.34%となっている。

7 工事業種別の平均評定点（令和元年度～令和5年度）



単位：点

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
土木系	土木一式工事	78.16	78.52	79.25	79.33	79.74
	舗装工事	79.15	79.68	80.17	79.44	79.55
	造園工事	79.40	80.44	79.36	79.33	80.10
	水道施設工事	77.05	78.00	77.66	78.94	79.17
建築系	建築一式工事	76.72	78.46	79.67	77.36	78.77
	電気工事	78.98	80.21	79.93	78.44	79.82
	管工事	76.63	78.65	79.00	79.09	79.64
	その他工事	78.31	77.77	78.72	78.73	78.73
全体	78.06	78.58	79.14	78.92	79.14	

■土木系

土木一式工事：令和元年度以降上昇傾向にあり、令和3年度からは79点台となった。

舗装工事：令和元年度以降79点台で推移している。

造園工事：79点台から80点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和5年度は80点台であった。

水道施設工事：令和元年度から概ね上昇傾向で、令和5年は79.17点であった。

■建築系

建築一式工事：76点台から79点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和5年度は78点台であった。

電気工事：78点台から80点台の間で上昇下降を繰り返しており、令和5年度は79点台であった。

管工事：令和元年度以降上昇傾向にあり、令和5年度は79.64点となった。

その他工事：令和元年度以降78点前後で推移している。

■全体

令和元年度以降78点台から79点台で推移している。

施工管理上の注意点(しゅん工検査の結果から)

令和5年度、対象工事406件について、検査職員の指摘内容を分類整理しました。

1 指摘内容傾向(概略分類)

主な指摘・指導内容	件数	割合
工事写真	20	4.9%
施工体制台帳	11	2.7%
しゅん工図書	4	1.0%
現地仕上がり	4	1.0%
産業廃棄物	7	1.7%
安全対策・訓練報告	12	3.0%
出来形管理資料・図	13	3.2%
施工計画	5	1.2%
工事打合簿	5	1.2%
掲示物	2	0.5%
承認図・使用材料	5	1.2%
検査体制	2	0.5%

2 具体例(主なもの)

1) 写真

- 全景（着手前、完了、施工状況）の写真不足
- 工程（着手前、作業中、完了）の写真不足
- 工事黒板の内容不明（記載内容が読み取れない）
- 出来形写真のスタッフの水平、垂直が不明
- 不可視部分の写真不足（基礎部分、遊具ねがらみ等）
- 写真の整理不足（提出写真に他工事の写真が混在）
- 掲示物の写真（内容、建設業の許可等アップ写真がなく拡大しても不明）不足
- 廃棄物処理の写真不足（積込み、搬出、施設到着、投棄）

2) 施工体制台帳(提出・提示)

- 提出用の施工体制台帳内容の不備（作業員名簿等）
- 追加業者の施工体制台帳の未提出（契約後は直ちに市に提出）
- 現場所持用の添付書類の不足（下請契約に関する資料等）
- 提出日と施工体制台帳作成時の不整合
- 市への提出は最後に提出ではない。1次、2次下請契約ごとに提出する事。
（施工体制台帳、施工体系図は下請届と同等）

- 掲示物の不足、誤記等（施工体系図との不整合、記載漏れ）

3) 産業廃棄物

- 産業廃棄物運搬車両の表示無し（写真無し）
- 廃棄物処理施設の許可写真無し
- 産業廃棄物運搬経路無し（追加分の忘れ）
- 再生資源利用促進実施書の記載内容不備

4) 現地仕上がり

- インターロッキング舗装の不陸（建築工事）
- 配管のクッション砂の雑な施工による品質管理
- 塗装・防水の仕上げの塗りムラ、膨れ
- 取合いシーリングの雑な施工（設備工事）
- 設備工事における水栓の不適切な取付（使用資材及び取付け高さの不統一）

5) 安全管理

- 電気工事における道路規制看板の設置
- 電気工事における保安計画の指導無し
- 安全訓練実施資料の提示
- 仮設材の維持管理、安全点検報告書の未作成
- 工事車両搬入搬出時の安全確認の徹底（学校工事における児童への配慮不足）

6) 施工計画

- 工事完了後の保険期間の不足
- 工期中の保険更新時に更新後の書類添付なし
- 事前調査の提出書類なし
- 解体工事における、公道での作業計画なし

7) 材料承認・承認図

- 材料承認の不足（追加分）、日付の確認を行うこと
- 承認図なしでの施工（建築系）

8) 出来形書類と写真の不整合

- 写真から出来形調書への、転記ミスが散見。
- 出来形が確認できる写真が少ない。（建築系）

9) 検査体制の不備

- 検査時のパソコン不調。（事前に確認をすること）
- 検査時に必要な道具の準備がされていない。
- 検査時に担当1名だけで、現地計測がままならない。

3 今後の留意点(まとめに代えて)

- ・写真管理に関しては注意する。（作業状況の写真不足、品質管理の撮影方法確認とそれに基づく撮影、不可視部分の撮影を忘れず添付。）
- ・施工状況写真で一連の工程に不足が無いように撮影すること。
- ・写真管理について毎日パソコン等にバックアップを取ること。
（データ紛失防止、他工事の写真の混在を無くすため）
- ・施工体制台帳原本に下請契約関係の書類不足傾向が多い。
（建設業法の規程を確認）
- ・しゅん工図書（出来形管理資料 完了図）に記載ミス
（誤記の有無について確認）
- ・廃棄物関連の手続き、処理について関連法令に基づく適正な対応
（産業廃棄物の写真管理をしっかり行うこと）
- ・工事保険は特記仕様書に記載のある期間は、工事完了後であっても書類提出が必要
（工期延長等の場合は注意必要また、自社の保険期間の把握を行うこと）
- ・工事打合せ簿を有効に利用することが必要
（受注者側から積極的に提出する）
- ・検査体制の不備・検査時提示書類の不備
（検査体制の確立、検査時に求められた資料がすぐに提出できない）

豊橋市工事請負契約約款 第25条 (スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負金額の変更を請求することができる。

- 全体スライド {
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事金額（請負金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事金額の1000分の15を超える額につき、請負金額の変更に応じなければならない。
 - 3 変動前残工事金額及び変動後残工事金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 単品スライド {
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負金額の変更を請求することができる。
- インフレ
スライド {
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負金額の変更を請求することができる。
 - 7 前2項の場合において、請負金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

価格変動が...

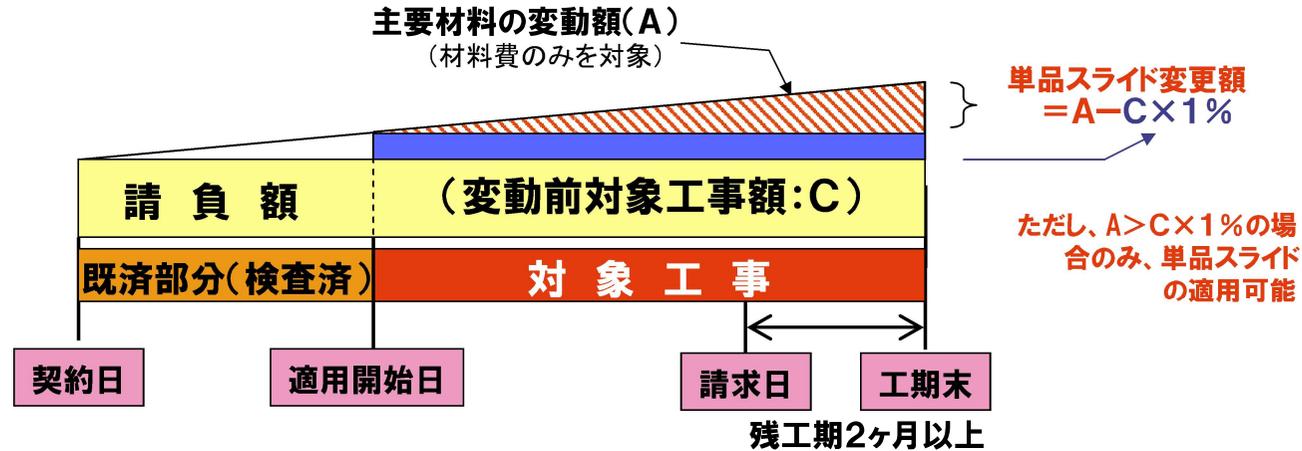
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第 1～4 項)	単品スライド (第 5 項)	インフレスライド (第 6 項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事)
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く特定の資材（鋼材類、燃料油類等）	臨時で賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の 1. 5 %	対象工事費の 1. 0 % (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の 1. 0 % (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1 %」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能 (臨時で賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

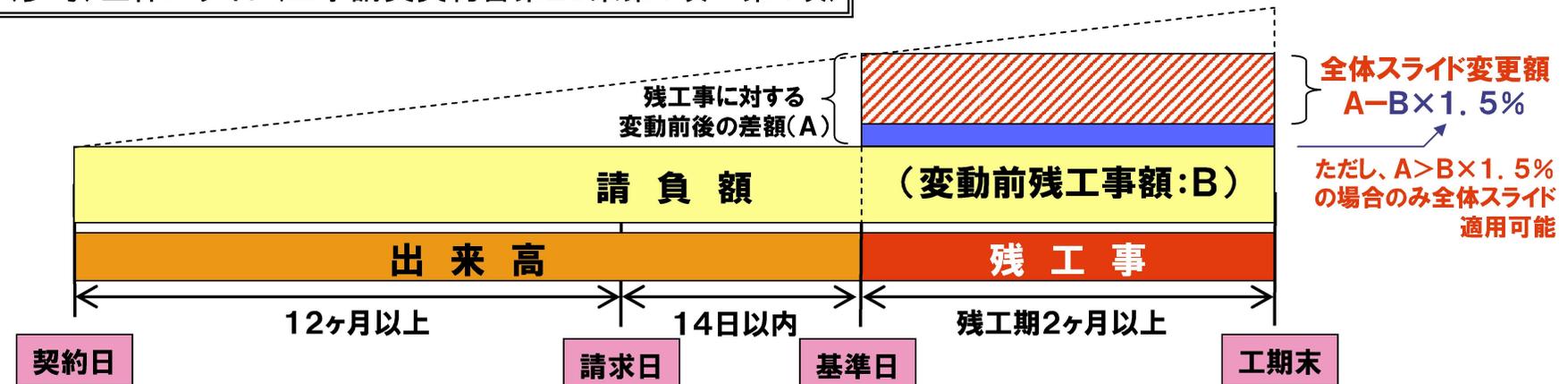
参考資料③

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

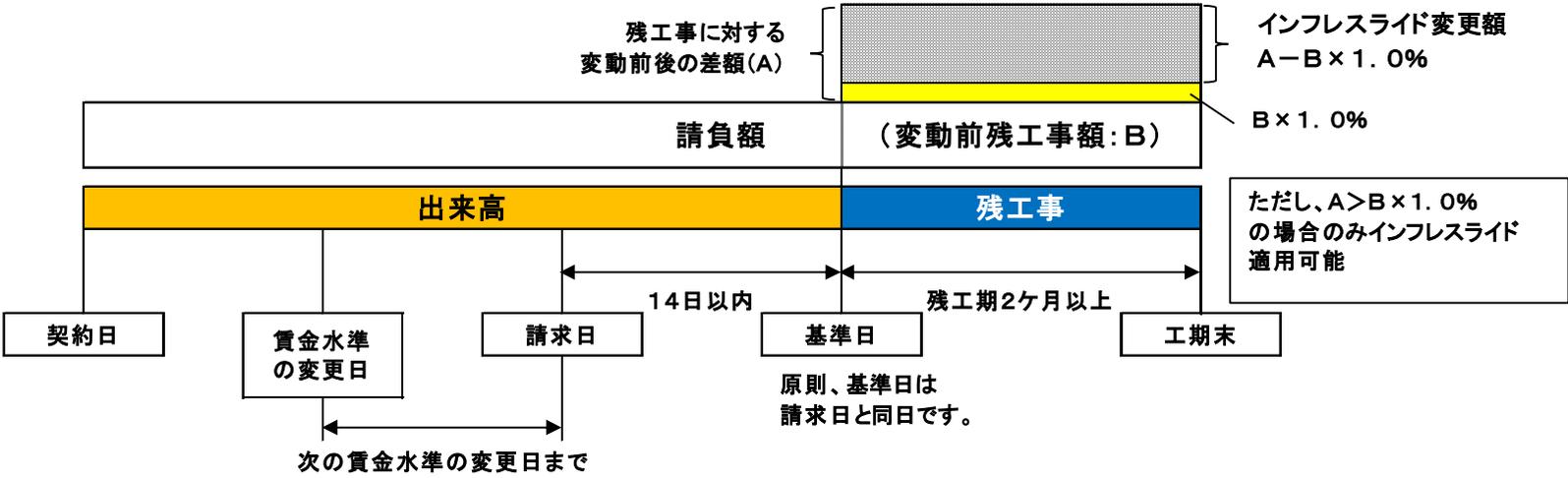
対象資材: 鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



インフレスライド



「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

(不動産・建設経済局長 発 建設業者団体の長 宛て)

[抜粋]

昨今においては、資材や原油の価格が高騰している状況にあることから、材料費や燃料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。

工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金の額を適切に変更すること。

元請負人が請け負った建設工事について、賃金又は物価の変動を理由にして請負代金の額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し協議を求めることができることにも留意すること。

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、昨今の資材等の価格高騰を踏まえ、適切に対応することが重要であることに留意すること。

「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」

(令和3年12月1日付 通知)

不動産・建設経済局建設業課長/建設市場整備課長 発

公共発注者発注担当部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化の確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮いただくとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をお願いします。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応していただきますようよろしくお願いします。

各都道府県におかれては、建設工事の契約の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村、地方公社等に対して、この趣旨及び内容の周知と適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、適正な契約の締結及びその履行の徹底に御協力をお願いします。

「『下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について』について」

(令和3年12月9日付 事務連絡)

大臣官房会計課長/技術調査課長/公共事業調査室長/同官庁営繕部管理課長/同計画課長、港湾局総務課長/技術企画課長、航空局予算・管財室長/航空ネットワーク部空港技術課長/同交通管制部交通管制企画課長、北海道局予算課長 発

大臣官房官庁営繕部各課長、各地方整備局総務部長/企画部長/営繕部長/港湾空港部長、北海道開発局事業振興部長/営繕部長、各地方航空局総務部長/空港部長/保安部長、国土技術政策総合研究所総務部長/管理調整部長、国土地理院総務部長/企画部長 宛て

[抜粋]

下請契約の適正化確保の観点から、発注者と元請負人の関係においても、材料費や燃料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう配慮するとともに、納期の長期化が見られる場合には、工期設定や工程管理においても十分な配慮をされたい。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議により適切に対応されたい。

令和6年3月29日
豊橋市**第1 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
における令和6年度入札契約制度の改正について（お知らせ）**

令和6年度、建設工事に係る入札契約制度を次のとおり改正しますので、御留意ください。

1、建設工事における入札制度について

【適用対象】令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う建設工事

建設工事の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

2、工事に伴う委託業務における入札制度について

【適用対象】令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う委託業務

工事に伴う委託業務の最低制限価格、低入札調査基準価格及び低入札価格調査制度における失格判断基準の算定方法（算定式）については変更ありません。

3、契約約款の改正について

【適用対象】令和6年4月1日以降に契約締結する建設工事、工事に伴う委託業務

本市の契約約款の一部を改正します。

改正後の契約約款は、豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

入札契約関係規程一覧>工事契約関係 <http://www.city.toyohashi.lg.jp/7308.htm>

4、公契約条例における特定公契約に係る労働報酬下限額の改定について

【適用対象】令和6年4月1日以降に入札公告又は指名通知等を行う予定価格1億5,000万円以上の建設工事

設計労務単価の改定に伴い、各職種の労働報酬下限額（未熟練者を含む。）を改定しました。

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

豊橋市公契約条例について <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>

**第2 建設工事、工事に伴う委託業務（設計・測量・建設コンサルタント等委託業務）
における新規要項の制定について**

令和6年度、建設工事等に係る新規要綱を制定いたしましたので御留意ください。

1、豊橋市入札監視委員会要綱

詳しくは豊橋市契約検査課下記ホームページを御覧ください。

入札監視委員会要綱の制定について

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/58302.htm>

第3 令和6年度建設工事関係要領等の変更について

令和6年度、建設工事における要領を次のとおり変更しますので、御留意ください。

1. 週休2日制工事の変更について

- 1) 豊橋市週休2日工事実施要領の策定
 - ・豊橋市週休2日モデル工事試行要領からの変更
- 2) 建築系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の策定
 - ・建築系工事における豊橋市週休2日モデル工事試行要領からの変更
- 3) 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領の策定
 - ・新規

●改正のポイント

令和6年4月1日以降の公告工事について施行

- ① すべての工事について週休2日制工事を採用する。(一部例外あり)
- ② 設計当初より週休2日制工事の金額補正を行い設計積算を行う。
- ③ 週休2日制工事が達成できなかった場合は減額変更及び減点評価。

2. 豊橋市情報共有試行運用ガイドラインの変更

- 1) 情報共有試行運用ガイドラインによる工事の設定
 - ・当初設計金額が130万円を超える工事で1,500万円以上は発注者指定型、1,500万円未満は受注者希望型とし、契約図書に指定された工事。
 - ・建築系の歩掛、諸経費を使用している工事については、契約図書に記載がなくても、業者が活用したい場合は妨げない。その場合、諸経費の変更を行う。

●改正のポイント

- ・1,500万円以上の工事は、情報共有システムを利用する。
- ・1,500万円未満の工事は、受注者希望で情報共有システムの活用が可能。
- ・維持整備工事等で、指示票を使用する工事であっても活用することができる。
- ・建築工事で活用したい場合は、監督員としっかり相談を行う。
- ・納品についてCD又はDVDで提出することを明記。

※新要領等については令和6年4月1日以降ホームページに掲載いたします。

1. 豊橋市週休2日工事実施要領
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58281.htm>
2. 建築系工事における豊橋市週休2日工事実施要領
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58284.htm>
3. 土地改良系工事における豊橋市週休2日工事実施要領
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58285.htm>
4. 豊橋市情報共有試行運用ガイドライン
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54366.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
		工事検査担当	電話	0532-51-2096・2100
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2741・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6365

(令和6年4月1日から適用)

この契約は

「**豊橋市公契約条例**」の「**特定公契約**」に該当するため「**労働報酬下限額**」が定められています。

公契約条例について

この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働環境及び事業者の健全で安定した経営環境を確保するとともに、公契約に係る業務の質の向上を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民の福祉の増進に寄与することを目的として制定し、平成28年4月1日より施行となりました。

○どんな契約が対象？

工事請負契約	予定価格1億5,000万円以上
業務委託契約	
<p>予定価格1,000万円以上の契約のうち以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎清掃業務、病院清掃業務 ・ 施設警備業務、会場警備業務（機械警備に係るものを除く） ・ 除草・草刈り業務 ・ 草地・樹木管理業務 ・ 草花管理業務 ・ 給食補助業務 ・ 人材派遣業務 ・ 庁舎受付業務・施設受付業務 	
指定管理協定	
<p>予定価格が1,000万円以上のうち、公募による協定</p>	

○特定公契約案件の受注者等の義務は？

主な事項	<p>事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）は、労働報酬下限額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。</p>
	<p>受注者は労働環境確認書（市契約検査課ホームページ等参照）を作成し、契約を締結する担当課へ契約締結後7日以内に提出しなければなりません。</p>
	<p>受注者は、以下の事項を周知するため、作業所等の見やすい場所に掲示するか、労働者に書面で交付しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例が適用される労働者の範囲 2 労働報酬下限額 3 申出をする場合の申出先 4 申出を理由として、不利益な取扱いを受けないこと

○適正な労働条件の確保とは？

対象の労働者	
	<p>受注者及び下請業者に雇用されている労働者、いわゆる一人親方まで対象となります。</p>

○労働者の申し出とは？

	<p>賃金が支払われていない場合や、支払われた賃金が労働報酬下限額を下回っている場合、市長等及び事業者（受注者、下請業者、労働者派遣業者）に申し出ることができます。</p>
--	--

労働報酬下限額（賃金の下限額）

工事の場合	<p>職種ごとの公共工事設計労務単価を時給換算した額で81%以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,228円以上。</p>
業務委託、指定管理協定の場合	<p>時給1,042円以上。ただし、未熟練者・年金受給者等の方は時給1,027円以上。</p>

○受注者が条例違反した場合は？

	<p>労働者から申出があった場合、又は提出された労働環境確認書の確認をした場合において調査が必要と認めるときは、市長等は受注者に対して報告、資料提出の要求や立入調査を行うことができます。さらに調査が必要な場合は、市長等は下請負者等に報告、資料提出の要求や立入調査を行い、関係者に協力を求めることができます。</p> <p>以上の結果、市長等は、労働環境の改善が必要と判断したときは、事業者に対し是正措置の指導等を行うことができます。</p>
--	--

労働者のみなさまへ

「労働報酬下限額」以上の賃金を受け取っているか確認してください。

公契約条例について

申出先	申出書
発注者、受注者、受注関係者 ※発注者が不明な場合は、豊橋市財務部契約検査課までお問い合わせください。	豊橋市財務部契約検査課の窓口又はホームページに様式がありますので、御利用ください。

豊橋市財務部契約検査課 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
(TEL) 0532-51-2150 (FAX) 0532-56-5839
豊橋市公契約条例HP : <http://www.city.toyohashi.lg.jp/25589.htm>



○令和6年度労働報酬下限額一覧表（単位：円／時間）

※令和6年4月1日以後に公告し、又は通知する公契約及び同日以後に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用

1：工事請負契約

No.	職 種	労働報酬 下限額	No.	職 種	労働報酬 下限額	No.	職 種	労働報酬 下限額
1	特殊作業員	2,805	18	さく岩工	3,392	35	左官	2,795
2	普通作業員	2,379	19	トンネル特殊工	4,202	36	配管工	2,491
3	軽作業員	1,833	20	トンネル作業員	3,149	37	はつり工	2,855
4	造園工	2,450	21	トンネル世話役	4,445	38	防水工	2,967
5	法面工	3,260	22	橋りょう特殊工	3,382	39	板金工	3,007
6	とび工	3,058	23	橋りょう塗装工	3,858	40	タイル工	2,562
7	石工	3,088	24	橋りょう世話役	3,969	41	サッシ工	3,149
8	ブロック工	3,108	25	土木一般世話役	2,967	42	屋根ふき工	2,619
9	電工	2,420	26	高級船員	3,412	43	内装工	3,331
10	鉄筋工	2,916	27	普通船員	2,693	44	ガラス工	2,946
11	鉄骨工	2,886	28	潜水土	4,718	45	建具工	2,562
12	塗装工	3,007	29	潜水連絡員	3,169	46	ダクト工	2,592
13	溶接工	3,281	30	潜水送気員	2,754	47	保温工	2,845
14	運転手（特殊）	2,825	31	山林砂防工	3,311	48	建築ブロック工	3,364
15	運転手（一般）	2,562	32	軌道工	4,647	49	設備機械工	2,936
16	潜かん工	3,615	33	型わく工	3,088	50	交通誘導員A	1,995
17	潜かん世話役	4,465	34	大工	3,210	51	交通誘導員B	1,640

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1, 228円**とする。

2：工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

1, 042円

※年金等受給のため調整している労働者、見習い、手元等については、**1, 027円**とする。

余裕期間制度の試行実施

○実施の背景

余裕期間制度は、契約ごとに、工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間として設定できるもので、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度である。国土交通省が設定している方法には「発注者指定方式」、「任意着手方式」、「フレックス方式」があるが、本市では受注者が最も使用しやすいと考えられる「フレックス方式」での実施を試行的に行う。

・「フレックス方式」とは

発注者があらかじめ設定した全体工期（工事完了期限まで）の中で、受注者が工事の始期と終期を決定する。工事の了期限とは、「〇月〇日までに完了してください」との意味です。受注者は全体工期の中で、自ら決定した工事の始期から終期までが工期となり、受注者が決定した工期の始期までの間が、余裕期間となる。自ら設定した終期であっても、早期に完了した場合、早期完了を行って構わない。また、工期延期も契約約款に記載の事由であれば可能である。

○イメージ図



- 発注時：発注者が全体工期を決定する。全体工期の工事完了期限を設定する。
- 実工期：全体工期内で受注者が工事の始期と終期を設定する。設定期間は落札候補者決定後2日以内に契約検査課に提出する。これが契約工期となり着手日、しゅん工日となる。
- 契約時：事後審査終了後契約を行う。

メリット

「フレックス方式」を活用することで、受注者が柔軟な工期の設定ができること、余裕期間内に建設資材の準備や労働者の確保（資材発注準備や下請負契約等）のメリットがある。また、余裕期間内は技術者の専任が不要となるため、技術者不足による入札参加控が期待される。

建設局及び都市整備局 情報共有システム利用開始に伴う説明会

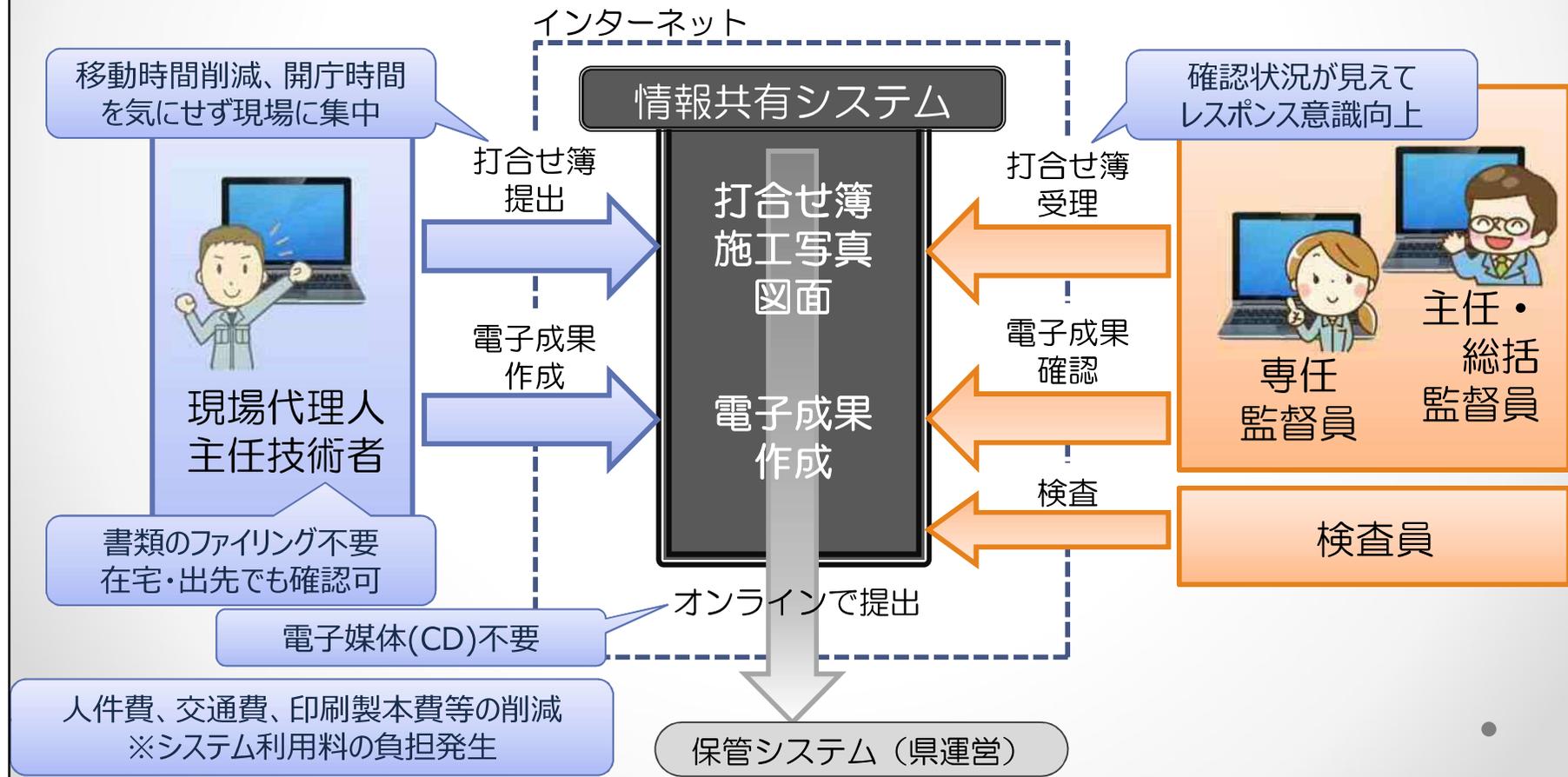
情報共有システムの対象工事と 利用開始スケジュール

- ① 情報共有システムとは
- ② 情報共有システムの目的
- ③ 対象工事と利用開始スケジュール
- ④ 情報共有システムの利用について
- ⑤ 愛知県情報共有運用ガイドライン

①情報共有システムとは

書類提出、資料授受、電子納品をインターネットで。

受発注者間の書類提出や施工情報等を、インターネット上のシステムを利用して提出・確認・共有する仕組みです。（ASPとも呼ばれる）



①情報共有システムとは

打合せ簿の提出、受理、管理のイメージ

パソコンやスマートフォンのWeb画面で打合せ簿を打ち込み発議することができます。

資料添付

発議

提出

打合せ簿一覧

受理承諾

決裁状況確認

電子成果品

情報共有システムで処理した打合せ簿や添付書類はそのまま電子成果品になります。

①情報共有システムとは

従来からの変更点

工事書類の電子提出

打合せ簿など工事書類（打合せ簿、段階確認報告書等）は、紙ではなく、情報共有システムを使って提出・確認します。

電子提出した工事書類の電子納品

電子提出した工事書類は、そのまま電子納品とします。
（省力化のため、わざわざ紙への印刷は行いません）

電子納品における電子媒体廃止

電子納品は、情報共有システムを用いてオンラインで提出します。
従来行っていたCDなどの電子媒体の作成・提出は廃止します。

②情報共有システムの目的

ICT活用による業務効率化・生産性向上が最大の目的

- ・ 情報通信技術（ICT）を活用し、受発注者間の情報の交換や共有を効率化し、生産性向上を実現するシステムです。
- ・ 本年6月の品確法改正で、ICT活用による生産性向上が受発注者双方の責務とされました。

品確法：公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正の目的

インフラの品質確保と
その担い手の中長期的な
育成・確保

改正の背景

頻発・激甚化する災害対応の強化
長時間労働の是正などによる働き方改革の推進
情報通信技術の活用による生産性向上が急務

- ・ 国交省は全工事導入済、41都道府県で全部又は一部導入済。
利用実績も多く、各方面で効果が示されています。

愛知県におけるインフラの担い手確保のため、早急な取組が必要

②情報共有システムの目的

情報共有システム活用のメリット

受注者

**移動時間・コスト削減、現場に集中
(オンライン提出、閉庁時でも)**

生産性向上 (最大の目的)

**書類確認のレスポンス改善
(確認・決裁状況みえる化)**

緊急度により期限設定も可能

**電子媒体作成・修正の省力化
(オンライン納品で電子媒体不要)**

ラベル印刷や焼付が不要。修正はファイル差替のみ。

6

発注者

**打合せ簿の原本管理が容易
(システム内で一元管理)**

受発注者間の不整合を防止

**出張時の書類確認が可能
(他事務所、サテライトオフィス等)**

受注者へのレスポンス向上

**電子成果品の管理体制改善
(電子成果をシステム管理)**

会計検査時の受注者問合せ削減

豊橋市情報共有試行運用ガイドライン（令和6年4月）

●対象工事

システムを利用する工事は、当初設計金額が 130 万円を超える工事で1,500万円以上は発注者指定型、1,500万円未満は受注者希望型とし、契約図書に指定された工事とする。

ただし 建築系の歩掛、諸経費を使用している工事については、契約図書に記載がなくても、業者が活用したい場合は妨げない。その場合、諸経費の変更を行う。

次の工事はシステム利用の対象外とすることができる。

- ① 維持管理工事（指示票工事等）
- ② 災害復旧など緊急対応が必要な工事
- ③ 工期が著しく短く（概ね 1 ヶ月程度を目安とする）、生産性向上が期待できない工事

入札監視委員会について

1. 設置の趣旨

【目的】

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨を踏まえ、市が発注する工事等の入札及び契約の公正性・透明性を確保するため、中立・公正の立場で客観的に審査・監視する第三者機関を設置し、入札及び契約の適正化を図るもの。

2. 所掌事務について

(1) 公共工事に関し、入札・契約手続の運用状況等について市長又は企業の管理者から報告を受けること。

〔 委員会開催前に各委員に、入札方式別発注工事総括表、入札方式別発注工事一覧表などにより書面により報告し、委員はこれに基づいて(2)の抽出を行う。(愛知県様式別添参照) 〕

(2) 公共工事のうちから委員会が抽出したのに関し、入札参加資格の設定理由等についての検討を行い、市長等に対して意見の提言等を行うこと。

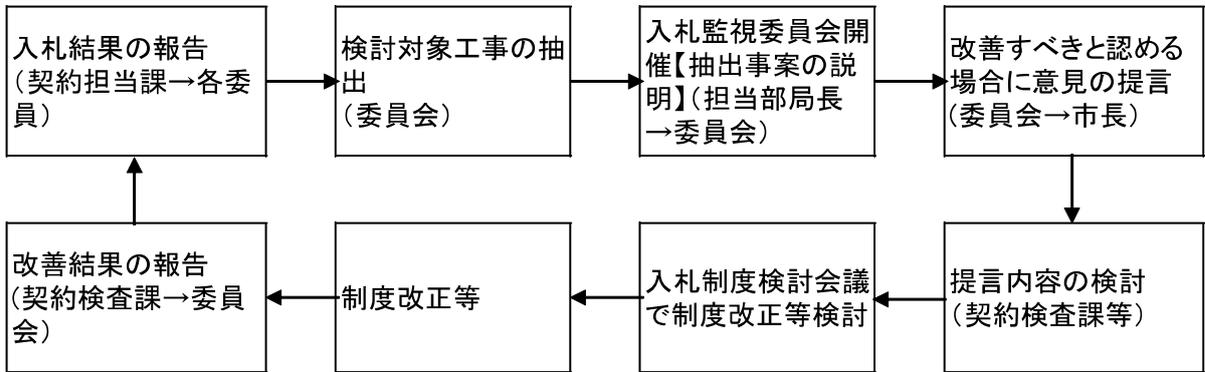
(3) 公共工事に係る入札・契約手続に関する再苦情について検討を行い、市長等に対して検討結果を報告すること。(法律第十七条第二項第三号より)

(1)(2)の事務に関し、入札参加資格の設定、入札率の状況などにおいて改善すべきと認められた場合は、意見の提言がなされる。

意見の提言がなされた場合、入札制度検討会議において改善案を検討する。

【入札監視委員会のイメージ】

(入札結果等の審査)



(再苦情申し立ての審査)

